

最高裁秘書第863号

令和3年3月30日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

令和3年3月11日付け（同月15日受付、第021050号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 「岡山家庭裁判所裁判官会議規則の一部を改正する規則」（令和2年岡山家庭裁判所規則第1号）（片面で4枚）
- (2) 「岡山家庭裁判所裁判官会議常任委員会規則を廃止する規則」（令和2年岡山家庭裁判所規則第2号）（片面で1枚）
- (3) 「福岡地方裁判所裁判官会議規則の一部を改正する規則」（令和2年福岡地方裁判所規則第1号）（片面で2枚）

2 開示の実施方法等

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

◎岡山家庭裁判所規則第一号

岡山家庭裁判所裁判官会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十二月十一日

岡山家庭裁判所

岡山家庭裁判所裁判官会議規則の一部を改正する規則

岡山家庭裁判所裁判官会議規則（平成十五年岡山家庭裁判所規則第一号）の一部を次のように改正する。

- 1 第五条中第二項の項番号として2を加え、第三項の項番号として3を加える。
- 2 第九条中第二項を削る。
- 3 第十三条第二項第一号中「勤務裁判所の指定に関する事項（）」の下に「併任の発令及び解除並びに」を加える。
- 4 第十四条を削り、第十五条中「裁判官会議」の下に「及び常任委員会」を加え、「議長」の下に

「又は委員長」を加え、同条を第十八条とし、第十六条を第十九条とし、第十三条の次に次のように加える。

(常任委員会の構成等)

第十四条 常任委員会は、次の委員をもつて組織し、所長が委員長となり会務を総括する。

一 所長

二 本庁の上席裁判官

三 各支部長

四 前三号に該当しない第二条に規定する判事の互選による裁判官一人

2 前項第四号の委員は、当該有資格者間において無記名投票の方法により互選するものとし、その任期は一月一日から十二月三十一日までとする。同委員が欠けたときは、その都度、補欠選挙を行うものとし、後任者の任期は、前任者の残任期とする。

3 第一項各号の委員に差し支えがあるときには、それぞれ司法行政事務を代理する裁判官

(ただし、第四号の委員については当該有資格者間においてあらかじめ定めた順序による代理裁判官) がこれを代理することができる。

(常任委員会の招集)

第十五条 常任委員会は、必要に応じ、委員長がこれを招集する。

(常任委員会の定足数等)

第十六条 常任委員会は、三人以上の委員の出席がなければ、開くことができない。

2 議事は出席した委員の過半数の意見によりこれを決する。可否同数のときは委員長がこれを決する。

3 常任委員会は公開しない。

4 委員以外の第二条に規定する判事及び第五条第二項に規定する判事補は、隨時常任委員会に出席して意見を述べることができる。

5 事務局長、首席書記官及び首席家庭裁判所調査官は、常任委員会に出席して意見を述べる

ことができる。ただし、常任委員会において適當と認めるときは、その出席を拒み、又はこれを退席させることができる。

6 常任委員会において適當と認めるときは、第四項及び第五項以外の者の出席を求めて、説明又は意見を聞くことができる。

(常任委員会の書面処理)

第十七条 常任委員会の議事は、やむを得ない事情があるときには、会議を開かず回議書類により処理することができる。

附 則

この規則は、令和二年十二月十二日から施行する。

岡山家庭裁判所長 田中寿生

◎岡山家庭裁判所規則第二号

岡山家庭裁判所裁判官会議常任委員会規則を廃止する規則を次のように定める。

令和二年十二月十一日

岡山家庭裁判所

岡山家庭裁判所裁判官会議常任委員会規則を廃止する規則

岡山家庭裁判所裁判官会議常任委員会規則（平成十五年岡山家庭裁判所規則第二号）は、廃止する。

附則

この規則は、令和二年十二月十二日から施行する。

岡山家庭裁判所長 田中寿生

◎福岡地方裁判所規則第一号

福岡地方裁判所裁判官会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十二月十五日

福岡地方裁判所

福岡地方裁判所裁判官会議規則の一部を改正する規則

福岡地方裁判所裁判官会議規則（平成十四年福岡地方裁判所規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二号を次のように改める。

二 裁判所法第三十八条（事務の移転）に定める事項

第十三条を次のように改める。

司法行政事務のうち、第十条、第十二条及び第十六条に掲げるものを除く事項については、所長に委任する。ただし、次に掲げる事項を処理するときは、あらかじめ常置委員会に諮詢しなければならない。

一 裁判官以外の裁判所職員（以下「職員」という。）の任免（併任並びに任期付採用職員、臨時の任用職員、業務代替職員及び業務補助職員の任用並びに再任用職員の任免を除く。）、補職、勤務裁判所及び勤務検察審査会の指定、分限（休職を除く。）並びに懲戒

二 職員の昇格

三 民事調停委員の任免の上申に関する事項

四 専門委員の任免の上申に関する事項

五 労働審判員の任免の上申に関する事項

六 福岡地方裁判所委員会の委員の任免

第十六条第四号を次のように改める。

四 裁判官及び職員の休暇の許否に関する事項

附 則

この規則は、令和二年十二月十五日から施行する。

福岡地方裁判所長

平
田

豊